

令和5年度 安曇野市一般会計予算

令和5年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,650,000千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		11,661,335
	1 市民税	5,149,800
	2 固定資産税	5,503,285
	3 軽自動車税	388,400
	4 市たばこ税	567,000
	5 入湯税	52,850
2 地方譲与税		490,218
	1 地方揮発油譲与税	121,000
	2 自動車重量譲与税	346,000
	3 森林環境譲与税	23,218
3 利子割交付金		4,000
	1 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金		109,000
	1 配当割交付金	109,000
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000
6 法人事業税交付金		227,000
	1 法人事業税交付金	227,000
7 地方消費税交付金		2,400,000
	1 地方消費税交付金	2,400,000
8 ゴルフ場利用税交付金		40,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
9 環境性能割交付金		25,000
	1 環境性能割交付金	25,000
10 地方特例交付金		115,000
	1 地方特例交付金	115,000
11 地方交付税		11,770,000
	1 地方交付税	11,770,000
12 交通安全対策特別交付金		13,500
	1 交通安全対策特別交付金	13,500
13 分担金及び負担金		314,375
	1 分担金	13,416
	2 負担金	300,959

(単位 千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		301,789
	1 使用料	139,732
	2 手数料	162,057
15 国庫支出金		4,040,623
	1 国庫負担金	3,182,638
	2 国庫補助金	832,111
	3 国庫委託金	25,874
16 県支出金		2,593,812
	1 県負担金	1,436,125
	2 県補助金	935,634
	3 県委託金	222,053
17 財産収入		46,980
	1 財産運用収入	43,618
	2 財産売払収入	3,362
18 寄附金		300,002
	1 寄附金	300,002
19 繰入金		1,767,308
	1 特別会計繰入金	2,571
	2 基金繰入金	1,764,737
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		3,143,458
	1 延滞金・加算金及び過料	10,000
	2 預金利子	100
	3 貸付金元利収入	2,261,822
	4 受託事業収入	1,557
	5 雑入	869,979
22 市債		6,185,600
	1 市債	6,185,600
歳 入	合 計	45,650,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		238,153
	1 議会費	238,153
2 総務費		4,483,703
	1 総務管理費	3,634,645
	2 徴税費	523,117
	3 戸籍住民基本台帳費	228,728
	4 選挙費	63,886
	5 統計調査費	5,626
	6 監査委員費	27,193
	7 公平委員会費	508
3 民生費		15,896,095
	1 社会福祉費	7,788,860
	2 児童福祉費	7,271,770
	3 生活保護費	834,965
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,766,262
	1 保健衛生費	1,823,557
	2 清掃費	883,343
	3 上水道費	59,362
5 労働費		60,549
	1 労働費	60,549
6 農林水産業費		1,788,962
	1 農業費	799,428
	2 林業費	408,848
	3 耕地費	580,501
	4 水産業費	185
7 商工費		3,279,523
	1 商工費	3,279,523

(単位 千円)

款	項	金額
8 土木費		5,119,277
	1 土木管理費	254,588
	2 道路橋梁費	1,723,835
	3 河川費	197,685
	4 都市計画費	2,670,361
	5 住宅費	272,808
9 消防費		1,524,560
	1 消防費	1,524,560
10 教育費		4,520,764
	1 教育総務費	1,699,020
	2 小学校費	535,189
	3 中学校費	355,162
	4 幼稚園費	84,250
	5 社会教育費	1,072,740
	6 保健体育費	774,403
11 災害復旧費		5,185
	1 土木施設災害復旧費	1,500
	2 農林水産施設災害復旧費	3,685
12 公債費		5,916,967
	1 公債費	5,916,967
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		45,650,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会だより作成印刷	令和6年度まで	4,964
安曇野市議会会議録調製等業務	令和6年度まで	9,413
議会映像配信・会議録検索システム(ASP)運用業務(増加分)	令和6年度まで	194
市民意識調査支援業務	令和6年度まで	2,500
ペーパーレス会議システムタブレット導入事業	令和6年度から令和8年度まで	14,245
庁内事務パソコン等賃貸借	令和6年度から令和10年度まで	57,915
福岡市東区市民交流事業	令和6年度まで	2,915
第3期子ども子育て支援事業計画策定業務	令和6年度まで	4,303
南穂高児童館仮設エアコン工事	令和6年度まで	1,968
豊科児童館更新事業	令和6年度まで	10,994
三郷西部認定こども園保育業務委託	令和6年度から令和8年度まで	148,971
三郷東部認定こども園建設事業(施工監理、工事請負費)	令和6年度まで	836,997
穂高健康支援センター公用車更新事業	令和6年度まで	3,800
安曇野市消防団消防ポンプ自動車(CD-I型)更新事業	令和6年度まで	30,751
堀金給食センター設備更新事業	令和6年度まで	211,159
三郷小学校長寿命化改良工事	令和6年度から令和7年度まで	1,417,053
文化財保存活用地域計画策定支援業務	令和6年度から令和7年度まで	9,836
安曇野市土地開発公社の借入金に対する金融機関への債務保証	令和6年度まで	165,500

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	370,000	証書借入	3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
借換債（臨時財政対策債）	750,000	同上	同上	同上
借換債（総務債）	528,400	同上	同上	同上
過疎対策事業債（総務債）	9,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（民生債）	1,099,800	同上	同上	同上
施設整備事業債（民生債）	824,600	同上	同上	同上
過疎対策事業債（民生債）	37,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（衛生債）	259,600	同上	同上	同上
公共事業等債（農林債）	10,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（農林債）	5,100	同上	同上	同上
過疎対策事業債（農林債）	31,500	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債（農林債）	4,300	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（商工債）	113,600	同上	同上	同上
過疎対策事業債（商工債）	6,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（土木債）	593,300	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業債（土木債）	15,000	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債（土木債）	414,200	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（土木債）	152,100	同上	3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営住宅建設事業債（土木債）	36,800	証書借入	同上	同上
防災対策事業債（消防債）	49,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（消防債）	77,100	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（教育債）	789,700	同上	同上	同上
過疎対策事業債（教育債）	7,900	同上	同上	同上

令和5年度 安曇野市国民健康保険特別会計予算

令和5年度安曇野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,646,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,761,013
	1 国民健康保険税	1,761,013
2 使用料及び手数料		900
	1 手数料	900
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		7,029,172
	1 県補助金	7,029,171
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		917
	1 財産運用収入	917
6 繰入金		815,817
	1 他会計繰入金	615,817
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
8 諸収入		34,242
	1 延滞金及び過料	10,002
	3 貸付金元利収入	2,000
	4 受託事業収入	17,710
	5 特定健診等個人負担金	1,825
	6 雑入	2,705
歳入合計		9,646,062

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		37,821
	1 総務管理費	28,900
	2 賦課徴収費	8,327
	3 運営協議会費	531
	4 趣旨普及費	63
2 保険給付費		6,979,465
	1 療養諸費	5,993,101
	2 高額療養費	938,202
	3 移送費	251
	4 出産育児諸費	21,011
	5 葬祭諸費	5,400
	6 精神諸費	21,000
	7 傷病手当諸費	500
3 国民健康保険事業費納付金		2,399,093
	1 医療給付費分	1,548,518
	2 後期高齢者支援金等分	635,409
	3 介護納付金分	215,166
4 保健事業費		214,057
	1 保健事業費	16,456
	2 特定健康診査等事業費	197,601
5 積立金		2,918
	1 積立金	2,918
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,149
	1 償還金利子及び還付加算金	6,149
8 予備費		6,558
	1 予備費	6,558
歳 出	合 計	9,646,062

議案第23号

令和5年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,428,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,098,560
	1 後期高齢者医療保険料	1,098,560
2 使用料及び手数料		80
	1 手数料	80
3 繰入金		329,031
	1 一般会計繰入金	329,031
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		731
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	720
歳入合計		1,428,502

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		6,787
	1 総務管理費	46
	2 徴収費	6,741
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,420,086
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,420,086
3 諸支出金		720
	1 償還金及び還付加算金	720
4 予備費		909
	1 予備費	909
歳 出	合 計	1,428,502

令和5年度 安曇野市介護保険特別会計予算

令和5年度安曇野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,471,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		2,105,879
	1 介護保険料	2,105,879
2 使用料及び手数料		165
	1 手数料	165
3 国庫支出金		2,400,053
	1 国庫負担金	1,791,265
	2 国庫補助金	608,788
4 支払基金交付金		2,763,188
	1 支払基金交付金	2,763,188
5 県支出金		1,479,617
	1 県負担金	1,410,887
	2 県補助金	68,730
6 サービス収入		21,755
	1 介護予防給付費収入	21,755
7 財産収入		1,371
	1 財産運用収入	1,371
8 繰入金		1,699,733
	1 一般会計繰入金	1,481,322
	2 基金繰入金	218,411
9 繰越金		3
	1 繰越金	3
10 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	3
	3 延滞金・加算金及び過料	1
歳 入	合 計	10,471,769

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		102,357
	1 総務管理費	12,853
	2 徴収費	4,796
	3 介護認定審査会費	84,708
2 保険給付費		9,852,778
	1 介護サービス等諸費	9,414,246
	2 その他諸費	8,852
	3 高額介護サービス等費	183,426
	4 特定入所者介護サービス等費	217,588
	5 高額医療合算介護サービス等費	28,666
3 地域支援事業		490,781
	1 介護予防事業	20,798
	2 包括的支援事業・任意事業費	109,519
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	357,202
	4 その他諸費	3,262
4 介護サービス事業費		21,755
	1 介護予防支援事業	21,755
5 保健福祉事業費		1,200
	1 保健福祉事業費	1,200
6 基金積立金		1,373
	1 基金積立金	1,373
7 公債費		100
	1 公債費	100
8 諸支出金		1,375
	1 償還金及び還付加算金	1,375
9 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		10,471,769

議案第25号

令和5年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

令和5年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,321
	1 財産運用収入	1,320
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		448
	1 繰越金	448
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,770

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,470
	1 総務管理費	1,470
2 事業費		200
	1 林業費	200
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		1,770

議案第26号

令和5年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

令和5年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		158
	1 財産運用収入	58
	2 財産売却収入	100
2 繰越金		742
	1 繰越金	742
歳入合計		900

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		800
	1 総務管理費	800
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		900

議案第27号

令和5年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算

令和5年度安曇野市の有明山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ695千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		236
	1 分担金	236
2 財産収入		42
	1 財産運用収入	41
	2 財産売払収入	1
3 繰越金		417
	1 繰越金	417
歳入合計		695

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		595
	1 総務管理費	595
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		695

議案第28号

令和5年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

令和5年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		315
	1 分担金	315
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		340
	1 繰越金	340
歳入合計		660

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		560
	1 総務管理費	560
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		660

議案第29号

## 令和5年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

令和5年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		290
	1 分担金	290
2 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
3 繰越金		426
	1 繰越金	426
歳入合計		720

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		620
	1 総務管理費	620
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		720

議案第30号

令和5年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和5年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
2 繰入金		2,974
	1 他会計繰入金	2,974
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,975

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 産業団地事業費		2,975
	1 産業団地事業費	2,975
歳 出	合 計	2,975

議案第31号

## 令和5年度 安曇野市有明荘特別会計予算

令和5年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		8,007
	1 他会計繰入金	8,007
2 諸収入		3,620
	1 雑入	3,620
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		11,628

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 施設事業費		11,628
	1 施設事業費	11,628
歳 出 合 計		11,628

令和5年度 安曇野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	39,900	戸
(2)	年間総給水量	9,565,000	m <sup>3</sup>
(3)	一日平均給水量	26,205	m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業		
	主要管路整備工事	286,550	千円
	既設管路(老朽管)更新工事	130,774	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	水道事業収益	2,292,114 千円
第1項	営業収益	2,025,114 千円
第2項	営業外収益	267,000 千円
	支	出
第1款	水道事業費用	1,990,338 千円
第1項	営業費用	1,856,001 千円
第2項	営業外費用	124,337 千円
第3項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,464,730千円は過年度分損益勘定留保資金447,672千円、建設改良積立金937,560千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,498千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	169,705 千円
第1項	負担金	108,688 千円
第2項	補助金	61,017 千円
	支	出
第1款	資本的支出	1,634,435 千円
第1項	建設改良費	1,049,921 千円
第2項	企業債償還金	584,514 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 133,686 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、24,000千円と定める。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和5年度 安曇野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	排水戸数	31,700	戸
(2)	年間総汚水量	8,593,000	m <sup>3</sup>
(3)	一日平均汚水量	23,542	m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業 下水道施設統廃合事業	277,574	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業収益	4,212,425	千円
第1項	営業収益	1,854,795	千円
第2項	営業外収益	2,357,630	千円

	支	出	
第1款	下水道事業費用	3,678,239	千円
第1項	営業費用	3,237,869	千円
第2項	営業外費用	438,370	千円
第3項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,560,650千円は過年度分損益勘定留保資金422,860千円、当年度分損益勘定留保資金510,606千円、減債積立金614,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,184千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,653,147	千円
第1項	企業債	938,000	千円
第2項	負担金	294,447	千円
第3項	補助金	280,500	千円
第4項	出資金	140,200	千円

	支	出	
第1款	資本的支出	3,213,797	千円
第1項	建設改良費	695,366	千円
第2項	企業債償還金	2,518,431	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	254,000	証書借入	0.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	684,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 68,909 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和5年2月20日 提出

安曇野市長 太田 寛